

### 綱 領

一、我等は雄大にして尊嚴なる建國の理想に従ひ情義を重じ和衷協力して謙見の涵養徳操の確立技術の進歩を圖り以て國家産業の發達を期す。

二、我等は強固なる結束により相互の福利を増進せしめ着實有效なる方法を以て勞働條件の維持改善を圖り社會共存共榮の實績を擧げん事を期す。

三、我等は我國独自の國情と國民性とに立脚し純日本の社會の發展を期し國家を無視し私利私闘を逞しうする徒輩に對しては斷乎として膺懲を期す。

### 規 約 (草案)

#### 第一章 總 則

第一條 本組合を 組合と稱し本部を八縣市に置き、支部を各工場及地方に於く

第二條 本組合は、綱領並に決議の遂行を以て目的とす。

第三條 本組合は前條の目的を達成する爲め左の專門部を置く。

一、組織部 二、教育部 三、出版部 四、庶務部 五、調査部 六、事業部 七、辯論部 八、救濟部

第二章 組 織

第四條 本組合は本組合の主旨に賛同する製鐵従業員並に一般労働者を以て組織す。

第三章 機 關

第五條 本組合に左の機關を置く。

一、大 會

二、常務理事會

三、理事會

四、幹事會

五、評議委員會

六、役員總會

七、支部長會

副組合長は組合長を補佐し、組合長事故ある時は之を代理し大會に於て選出するものとす。

理事長は組合長の指示を受け會務を處理し大會に於て選出するものとす。

顧問は本組合の諮問機關にして、本組合一切の會議に參與する權を有し、正副組合長、理事長會議の上推薦し理事會の承認を得るものとす。

會計長は、本組合金銭の收支並に財産管理の責を負ふものとし、正副組合長理事會長會議の上之を選任す。

監査役は、本組合會計狀態並に財産保管等と監査するものとし、正副組合長理事會會議の上選任するものとす。

常務理事は本組合の執行機關にして理事會中より正副組合長理事會會議の上之を選任す。

理事は、本組合決議遂行機關にして、正副組合長理事會會議の上之を選任す。

第十二條 本組合支部に左の役員を置く。

支部長 一名

副支部長 若干名

幹 事 若干名

評議員 若干名

會 計 若干名

第十三條 支部長は支部を統轄し、支部組合員に於て選出するものとす。

副支部長は支部長を補佐し支部長事故ある時は之を代理し、支部組合員に於て選出するものとす。

幹事は支部内の事務を處理し、正副支部長會議の上之を選任す。

評議員は、支部内の決議機關にして、正副支部長會議の上之を選任するものとす。

會計は本部會計長と連絡を採り支部内會計事務を掌り、正副支部長之を選任す。

第十四條 本組合役員任期は滿一ケ年とす。但し再選を妨げず。

第十五條 本組合役員に缺員を生じたる場合は直ちに補充するものとす。

但し任期は前任者より通算す。

第十五條 加盟及脱退

第十六條 本組合に加盟せんとする時は、規定の申込書に依り支部に届出せしむるものとす。

第十七條 本組合員にして、脱退せんとする時は、其の理由を明記し届出づべし。

第十八條 本組合員にして左の各項に該當するものに對しては、理事會の決議に依り除名することあるべし。

一、本組合の統制を紊したるもの

二、放なく組合費を三ケ月以上滞納したるもの。

第十九條 本組合の經費は、組合費及寄附金並に事業に依る収入を以て之に充つ。

但し組合費は一ヶ月男子拾錢女子五錢とせざるものとす。

第二十條 本組合費は理由の如何を問はず返還せざるものとす。

第二十一條 本規約は大會の決議を経るにあらざれば變更することを得ず。

第二十二條 本規約は昭和八年八月八日より之を適用す。

創立昭和八年八月八日

附 則

第二十一條 組合長は、本組合を統轄し、大會に於て選出するものとす。

第十條 本組合に左の役員を置く。

組合長 一名

副組合長 若干名

理事長 一名

顧問 若干名

會計長 一名

監査役 若干名

常務理事 若干名

理事 若干名

書記 若干名

### 組 合